

地域協議会活動費

【目的】

住民が主体的に地域課題を解決し、活力あるまちづくりを進めるため、各地域協議会に自主財源を措置し、その活動を支援する。

【概要】

地域協議会委員の活動に対して執行することを基本とする。また、各地域協議会で作成した地域まちづくり計画に掲げる「地域自らが実践する取り組み」に基づく、地域諸団体が自主的に取り組む活動にも一定の基準のもとで、助成することができるものとする。執行にあたっては、地域協議会で審議・決定するものとする。

1. 地域協議会活動費予算（予算総額 350万円）

地域協議会に次のとおり予算措置し、地域協議会事務局に配当する。

出雲地域協議会	50万円	平田地域協議会	50万円	佐田地域協議会	50万円
多伎地域協議会	50万円	湖陵地域協議会	50万円	大社地域協議会	50万円
斐川地域協議会	50万円				

2. 地域協議会委員の活動費

地域まちづくり計画に掲げる「地域自らが実践する取り組み」を基に策定する事業計画に網羅された事業及び地域協議会委員の活動を対象とする。

<補助対象外事業の例>

- ① アルコール等飲食費、その他社会通念上公費の支出が適当でないと思われるもの

3. 各種団体への補助

地域まちづくり計画に掲げる「地域自らが実践する取り組み」を基に策定する事業計画に網羅された事業を行う団体への補助を対象とし、既存の補助制度に該当しないものに対し助成する。

補助の決定にあたっては、真にまちづくりに資する事業かどうか審査し、交付団体の運営費補助的なものにならないよう留意し、期限の検討や内容を吟味し交付を決定するものとする。

<補助対象外事業の例>

- ① 既存の補助制度で対応できるもの
宝くじ助成、市民活動支援事業補助、コミュニティセンター自主企画事業補助等
- ② 本庁担当課で個別に予算化すべきもの
地域イベント補助等
- ③ アルコール等飲食費、団体の研修旅費、その他社会通念上公費の支出が適当でないと思われるもの